平成２２年（フ）第３４１３号
愛知県高浜市田戸町３丁目２番地70
破産者　古川　保雄
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０号
愛知県瀬戸市秋葉町88番地の15
破産者　長江　　章
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５０号
大阪府貝塚市王子892－１－101、住民票上の住所大阪府貝塚市王子967番地
破産者　仙北谷ヒトミ
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
大阪府和泉市鍛治屋町284番地の１
破産者　畑中　清春
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
神戸市北区西大池１丁目７番１号
破産者　山根　正人
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９号
神戸市須磨区寺田町３丁目１番20―208号、営業所の所在地神戸市須磨区大池町４丁目１番42号大沢ビル
破産者　盛ミシンこと　盛　　健一
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４２号
神戸市須磨区北落合３丁目38番218―903号
破産者　藤本　久子
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５号
大阪府藤井寺市沢田２丁目７番33号
破産者　酒井　重行
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３６０号
鳥取県鳥取市湖山町北１丁目667番地　ＮＴハウスＣ号、旧住所鳥取県鳥取市三山口310番地１
破産者　田中　義之
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
熊本県合志市須屋574番地１　県住６―301
破産者　宮部　知美
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６７２号
大分市大字皆春393番地の11
破産者　渡辺　和美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９４号
大分市花高松３丁目４番８号　コーポ市原305
破産者　後藤　文江
1　決定年月日　平成23年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１８０号
札幌市東区東苗穂11条２丁目４番１号
破産者　村木　輝男
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２７号
盛岡市津志田南３丁目８―13　サニーハウスⅡ102号室、住民票上の住所岩手県花巻市北笹間２地割116番地
破産者　小原　　勉
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０９号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前64番地Ｂ－２号棟４号
破産者　大宮　正智
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第２１７号
横浜市港北区綱島上町46番地３
破産者　野村　昭夫
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
大津市一里山１丁目22番13号、前住所大津市月輪３丁目９番44号
破産者　旅行代理店イマジンこと　中山　康三
1　決定年月日　平成23年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部